

建築士法による管理建築士と建設業法による主任技術者は兼ねることができるか

<p>相談 内容</p>	<p>建築物の新築に関する公共工事の設計の業務委託契約を締結して設計が完了した。この後、当該物件に関する工事請負契約を随意契約で請け負う予定であるが、当社は建築士法に基づく建築士設計事務所と建設業法に基づく建設業許可を受けているが、設計事務所の管理建築士が主任技術者資格を併せ持ち、工事を請け負った場合は、その者が主任技術者として現場に就くことを予定している。</p> <p>建築士法及び建設業法ではそれぞれの資格について専任性が求められていると思うが、管理建築士と主任技術者を兼ねることは法的に問題ないか。</p> <p>なお、工事監理業務は、発注者が行うこととなっている。</p>
<p>回答 内容</p>	<p>建築士法の規定による管理建築士と建設業法の規定による主任技術者はそれぞれの法律で「専任制」を求めています。基本的にはそれぞれが専任制を求めていることから、兼ねることはできないと読めます。</p> <p>ここで、「専任」とはどのような状態であるかが問題となります。それぞれの法律において、適用除外の判断が示されていますので、一概に兼務は不可ということはいえませんが、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（国土建第272号 平成26年2月3日）」では、主任技術者（監理技術者）については、近接する（10kmと規定）2以上の現場を管理できるとしてあります。また、建築士法における管理建築士の専任性については、「他の業務を兼任する場合は、同条第3項に規定された建築士事務所の管理が十分に行われるかどうかによって判断される。」とし、実際に管理建築士たる建築士が他の業務を兼任しても、建築士事務所の管理建築士として業務を司ることに支障がなければ兼任が可能な場合があるといえます。（これらの考え方は、それぞれの行政機関が判断しています。）</p> <p>例えば、建築士事務所の所在地と工事現場の距離が遠い場合（建設業法に基づく判断の10km程度が目安かもしれません。）や工事現場をひと時も離れられない事情がある場合などの場合は、兼任はできないことが考えられます。建築士事務所の管理は事務所に常に常駐することを求めているものではなく、求めに応じて事務所に戻ることができたり、管理建築士以外の所属建築士などによる業務を報告させながら指示を与える体制が明確になっていたりすれば兼任が可能と思われる。</p> <p>また、兼任を行う時点の請け負う工事の内容や件数、また、建築士事務所としての手持ち業務によっても判断されるものです。何れにせよ、管理建築士と主任技術者の立場を明確にして、それぞれの業務についての的確に遂行できる体制が執れるのであれば兼任は可能と考えられますので、それぞれの所管する機関に具体的に相談されることが望ましいと思います。</p> <p>なお、今回の工事に関して工事監理業務を受託し、管理建築士がその業務に就くことは、工事の設計に関する監理と施工上の監理を同じ者が行うことは内部統制ができないこととなるため、別の意味で好ましくないものといえます。</p>